

伊丹市教育のアピールリーダー設置要綱

(目的)

第1条 職員一人ひとりが伊丹市教育のアピールの担い手として、教育施策、教育情報を伝える役割を担うなかで、市教育委員会が実施する教育施策から、学校及び就学前施設における方針、活動内容、校園区内の地域資源、市民活動、イベント等に至るまで、教育関連情報を集約して広く内外に情報発信するとともに、市民、家庭、地域、学校及び就学前施設、市教育委員会における情報の共有化を図ることを目的として、学校、就学前施設及び市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に伊丹市教育のアピールリーダー（以下「アピールリーダー」という。）を設置する。

(設置)

- 第2条 学校、就学前施設及び事務局内課組織に、アピールリーダーをそれぞれ一人置く。
- 2 学校園（所）におけるアピールリーダーは、教頭、副所（園）長をもって充てる。
 - 3 教頭、副所長が不在の場合は校園長、所長をもって充てる。
 - 4 事務局内課組織におけるアピールリーダーは、所属課長をもって充てる。
 - 5 所属課長が不在の場合は、職員の中から所属部長が任命する。

(所掌範囲)

- 第3条 学校におけるアピールリーダーは、学校及び校区を担当地区（以下「地区」という。）として情報提供及び連絡調整を行い、内外に情報発信することにより地域住民参加型の学校づくりを目指すものとする。
- 2 事務局内課組織におけるアピールリーダーは、所属の事務分掌に関する事業内容や活動状況について情報提供及び連絡調整を行い、内外に情報発信することにより市民参加型の教育施策の実践を目指すものとする。

(所掌事項)

- 第4条 学校園（所）におけるアピールリーダーの所掌事項は次のとおりとする。
- (1) 学校園（所）の方針、活動内容、地区内の地域資源、市民活動、イベント等に関し、広報を行うことが必要と認められる事項について、様式第1号により教育政策課へ報告する。
 - (2) 地区内の教育に関する提案、要望、意見等を収集し、教育政策課に報告する。
 - (3) 地区内の教育課題を調査し、教育政策課に報告する。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、その他広報を行うことが必要と認められる事項について、随時、教育政策課へ報告するものとする。
- 2 事務局内課組織におけるアピールリーダーの所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 所属の事務分掌に関する事業内容や活動状況及び関連団体の開催イベント等に関し、広報を行うことが必要と認められる事項について、直接広報課へ報告し、併せて様式第1号により、教育政策課に連絡するものとする。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、その他広報を行うことが必要と認められる事項について、随時、広報課へ報告し、併せて教育政策課に連絡するものとする。

(事務局)

第5条 アピールリーダーに係る所掌事務は教育政策課が取り扱うこととする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アピールリーダーに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

伊丹市教育のアピールリーダー活動フロー

